

設計 / 校舎		リーダー		副課長		課長	
------------	--	------	--	-----	--	----	--

令和7年10月1日～令和8年9月30日

委 託 設 計 書
仕 様 書

- 1 委 託 名 小学校浄化槽保守管理業務委託
- 2 施 行 場 所 川越市大字鴨田331番地 ほか7箇所
- 3 積 算 金 額 (月 額) 円 (税抜)
- 4 委 託 費 (月 額) 円 (税込)

5 委 託 内 容

浄化槽設備が正しく機能するために適正な維持管理をする。

6 施 行 理 由

浄化槽の機能を維持し、事故・故障等を未然に防ぐため。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため。

委 託 費 内 訳 書				
名 称	員 数	単 位	金 額	摘 要
<浄化槽保守管理>				
1. 保守点検	1	式		
2. 水質分析	1	式		
3. 諸経費	1	式		
合計				
1カ月あたりの委託費				
消費税相当額				
1カ月あたりの委託費(税込)				

A - 1 内 訳 書					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
<1. 保守点検>					
(1)合併処理浄化槽					
点検費(1箇所あたり)	52	回			
6箇所あたり	6	箇所			
(2)単独処理浄化槽					
点検費(1箇所あたり)	2	回			
2箇所あたり	2	箇所			
合計					

A - 2 内 訳 書					
名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
<2. 水質分析>					
水質分析(1箇所あたり)	3	回			
8か所あたり	8	箇所			
合計					

小学校浄化槽保守管理業務委託仕様書

1. 目 的

本業務委託は、小学校の浄化槽について保守点検等の維持管理業務を適正に行い、その浄化槽のもつ機能を十分発揮させることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 委託対象施設

別表第1のとおり

3. 委託期間

令和7年10月1日 から 令和8年9月30日 まで（1年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

4回払い

令和8年1月（令和7年10月から12月分）、令和8年4月（令和8年1月から3月分）

令和8年7月（令和8年4月から6月分）、令和8年10月（令和8年7月から9月分）

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. 法令・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令等を遵守すること。

- (1) 浄化槽法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 埼玉県浄化槽維持管理要領
- (4) 川越市浄化槽指導要綱
- (5) その他関係法規

7. 書類の提出

受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 管理技術者届
- (2) 業務実施計画書
- (3) その他（市が必要と認めたもの）

8. 作業内容

受注者は、次に掲げる事項及びこれに付随する業務を行うものとする。

- (1) 単独処理浄化槽については、別表第2に掲げる処理方法に準拠し、別表第1に定める点検回数及び水質基準に基づき点検を行うこと。
- (2) 合併処理浄化槽については、別表第3に掲げる処理方法に準拠し、別表第1に定める点検回数及び水質基準に基づき点検を行うこと。
- (3) 点検時以外に発注者が設備の機能について異常を発見したときは、受注者は速やかに作業

員を派遣し、適切な処置をとること。

(4)別表第1の浄化槽施設の最終放流水について、年3回（6月・10月・2月）検査機関の行う水質分析を受け、結果を報告すること。

9. 水質分析

(1)検体の採取容器は受注者が用意し、受注者が採取すること。

(2)水質分析は以下の項目について行うこと。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (ア) 水素イオン濃度 | (イ) 生物化学的酸素要求量（BOD） |
| (ウ) 浮遊物質 | (エ) 大腸菌群数（平板培養法） |

10. 責任者の指定

受注者は、委託施設における浄化槽管理士及び技術管理者を指定すること。

11. 服 装

業務に従事する者は、受注者定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

12. 報告書の提出

(1)受注者は、保守点検の都度その状況を報告するとともに、次の書類を月ごとに作成し提出すること。

- ・委託業務実施報告書
- ・業務経過の確認上必要な書類（保守点検カード等）
- ・指摘事項一覧表（様式自由）

※指摘事項一覧表には、指摘事項及びその改善方法等について記載すること。

(2)水質分析実施後は速やかに以下の事項が記載された報告書（計量証明書）を提出すること。

- | | | | |
|-------------|----------------|-----------------|-----------|
| * 検体の名称 | * 検体の採水年月日及び時刻 | * 検体の受取年月日 | * 分析項目 |
| * 分析方法 | * 報告下限値（検出下限） | * 単位 | * 分析完了年月日 |
| * 証明年月日 | * 環境計量士の氏名（押印） | * 社名及び代表者氏名（押印） | |
| * 所在地及び電話番号 | | | |

13. 負担区分

(1)放流水の採水、通常の保守点検に要する機器・材料・消毒薬・消耗品等は、受注者の負担とする。

(2)点検・故障時に交換部品・材料を有する場合は、あらかじめ発注者と協議し原則として発注者の負担とする。

(3)余剰汚泥の引き抜き処分は、発注者の負担とする。

14. 諸官庁への届出

受注業務について、諸官庁への報告・届出等必要な場合には、その手続きは受注者の負担で代行するものとする。

15. その他の事項

本仕様書には浄化槽のもつ機能を十分発揮するための基本的な事項を定めているが、明記されていない詳細な事項については双方協議の上、決定するものとする。

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委

託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

16. 特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条約」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

また、業務委託代金に付すべき消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、改正後の税率によることとなるが、契約書に「税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用させる。」旨を記載する。

別表第1

浄化槽内訳書

学校名	所在	設置 年月	対象処理 人員	処理方法	点検回数	基準 BOD	施工業者
芳野小	鴨田 331	S55. 1	194	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	幸栄設備工業
古谷小	古谷上 5465	S54. 1	323	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	日本フィルコン
牛子小	牛子 418	S52. 3	307	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	日開設備
大東東小	豊田本 1162	S52. 3	330	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	島村組
霞ヶ関西小	笠幡 3971-4	S53. 3	323	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	飯沼工務店
広谷小	下広谷 558-1	S56. 3	384	合併処理施設 活性汚泥方式	1 週間に 1 回以上	60	協同建設
今成小	今成 2-42-1	S49. 3	300	単独処理施設 腐敗タンク型 散水ろ床方式	6 カ月に 1 回以上	90	
泉小 (体育館用 トイレ)	小室 463	S50. 8	40	単独処理施設 腐敗タンク型 平面酸化床方式	6 カ月に 1 回以上	90	

別表第 2（単独処理）

対象処理人員	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単独ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
20 人以下	3 ヶ月に 1 回	4 ヶ月に 1 回	6 ヶ月に 1 回
21 人以上 300 人以下	2 ヶ月に 1 回	3 ヶ月に 1 回	
301 人以上	1 ヶ月に 1 回	2 ヶ月に 1 回	

別表第 3（合併処理）

	活性汚泥方式	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式
1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回	1 週に 1 回
2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く）		2 週に 1 回
3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽		3 月に 1 回

備 考

- (1) この表は通常の使用状態において、最低限度必要点検回数とする。
- (2) スクリーン付着物の除去及び消毒薬の補充について、表の回数に係わらず必要に応じて行うものとする。
- (3) 受注者は、業務実施にあたり、事前に設置状況を確認するとともに、発注者と十分打合せのうえその指示に従い開始すること。
- (4) 発注者から各機器等の異常又は故障の連絡があった場合は、速やかに作業員を派遣するとともに、発注者と協議のうえ、保守又は修理を行わなければならない。
- (5) 受注者は、各設備の構造を熟知するとともに、取扱い方法等について特に必要が認められる場合には、速やかに対処しなければならない。
- (6) 受注者は、保守点検の結果清掃が必要と判断した場合は、発注者に報告するとともに清掃日時を協議し、当日は立ち会うものとする。
- (7) 受注者は、学校の要請に応じて指定検査機関の行う浄化槽法第 11 条に規定する検査に立ち会うものとする。
- (8) 下水本管接続に伴う浄化槽施設廃止が生じた際には、廃止施設を除いた変更契約を行い、減額分については年度当初の施設数に対しての変更契約時の施設数の割合で算定するものとする。
- (9) 排水枡を年 1 回点検すること。